

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県新座市畑中三丁目1番5号  
氏名 株式会社 クマクラ  
代表取締役 熊倉 毅



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成30年 1月12日

許可の有効年月日 平成37年 1月 6日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類(\*) (#1)、紙くず、木くず、繊維くず、  
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)  
及び陶磁器くず(\*) (#1)、がれき類(\*) 以上12種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

燃え殻、廃プラスチック類(\*) (#1)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、  
金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず(\*) (#1)、  
がれき類(\*) 以上9種類

※1 産業廃棄物の種類に(\*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※2 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※3 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

施設等の所在地  
埼玉県入間郡三芳町大字上富字緑1600番3及び1600番10 以上2筆（面積4,740㎡）  
に限る。

保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる場所及び施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
昭和53年 1月23日	指令環第 1618号	新規許可
平成 9年10月13日	指令廃対第 742号	変更許可
平成26年 3月 7日	指令西環第 75-2号	優良確認
平成30年 1月12日	指令西環第 1-7号	更新許可（優良認定）
平成31年 2月 8日	-	変更届（保管施設の廃止及び追加）

5. 積替え許可の有無 ~~有~~ ・ 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 ~~有~~ ・ 無

## 保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類以上4種類	55.0㎡	2.5m (屋外)	103.2㎡
廃プラスチック類（廃蛍光灯及び廃水銀灯に限る。）、金属くず（廃蛍光灯及び廃水銀灯に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃蛍光灯及び廃水銀灯に限る。）以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物に限る。）	7.1㎡	0.9m (屋外)	2.7㎡ (トラム缶200L×9本)
紙くず、木くず、繊維くず 以上3種類	10.0㎡	1.5m (屋外)	8.1㎡ (8.1㎡コンテナ×1個)
動植物性残さ 以上1種類	7.0㎡	1.3m (屋外)	4.0㎡ (蓋付2㎡ボックス×2個)
燃え殻 以上1種類	7.0㎡	1.3m (屋外)	4.0㎡ (2㎡ボックス×2個)
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物に限る。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る。）以上3種類	21.6㎡	1.5m (屋外)	16.2㎡ (蓋付8.1㎡ボックス×2個)

(以下余白)

KUMAKURA  
SAMPLE